平成24年第3回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

平成24年7月31日(火) 午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

(町長招集あいさつ)

第 3 議案第48号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について

第 4 発議第 4号 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべ

き事件に関する条例を廃止する条例の制定について

第 5 発議第 5号 永平寺町議会基本条例の制定について

第 6 発議第 6号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

第 7 常任委員会委員の選任について

第 8 議会運営委員会委員の選任について

2 会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

(町長招集あいさつ)

第 3 議案第48号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について

第 4 発議第 4号 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべ

き事件に関する条例を廃止する条例の制定について

正する条例の制定について

第 5 発議第 5号 永平寺町議会基本条例の制定について

追加日程第 1 議長の辞職

追加日程第 2 議長の選挙

追加日程第 3 副議長の辞職

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 議席の一部変更について

第 6 発議第 6号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて

第 7 常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議会改革特別委員会に関する調査の件について

追加日程第 7 行財政改革特別委員会に関する調査の件について

追加日程第 8 発議第7号

議会・行財政改革特別委員会の設置について

追加日程第 9 伊藤君の特別委員会委員辞任について

追加日程第10 議会広報特別委員会委員辞任について

追加日程第11 議会広報特別委員会委員の選任及び定数変更について

追加日程第12 温泉利活用特別委員会及び消防署統合推進特別委員会の

選任について

第 8 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第13 五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙について

追加日程第14 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につ

いて

追加日程第15 こしの国広域事務組合議会議員の選挙について

追加日程第16 勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙について

追加日程第17 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第18 議案第49号

永平寺町監査委員の選任同意について

追加日程第19 農業委員の推薦について

3 出席議員(17名)

1番 小畑 傳君

2番 滝波登喜男君

3番 金元直栄君

4番 齋藤則男君

5番 長 岡 千惠子 君

6番 原田武紀君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川崎直文君

- 9番 治 君 多 田 憲 上 坂 久 則 君 10番 11番 長谷川 治 人 君 13番 松 Ш 樹 君 正 邊 君 14番 渡 善 春 君 15番 河 合 充 永 上 君 16番 田 誠 君 17番 酒 井 要 藤 18番 伊 博 夫 君
- 4 欠席議員(0名)
- 5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町 長 文 雄 松 本 君 副 町 長 中 博 次 田 君 長 行 教 育 青 Щ 慶 君 防 長 村 勘太郎 消 中 君 課 長 洋 総 務 布 君 目 平 寺 支 所 長 暢 孝 永 酒 井 君 志 支 所 上 比 長 清 水 満 君 企 画 財 政 課 長 小 林 良 君 計 会 課 長 加 藤 茂 森 君 監 理 課 長 南 部 顕 浩 君 税 務 課 長 田 和 郎 君 Щ 民 生 活 課 長 市 尚 栄 君 住 境 環 課 長 椛 山 勇 君 祉 保 健 課 長 長谷川 斉 男 君 育て支援課長 伊 藤 悦 子 君 林 農 課 長 合 淳 君 河 工観 光 課 長 井 圭 商 酒 治 君 建 設 課 長 下 君 Щ 誠 上 道 長 本 清 水 課 山 美 君
 下
 水
 道
 課
 長
 酒
 井
 篤
 男
 君

 健康福祉施設整備室長
 山
 田
 幸
 稔
 君

 学
 校
 教
 育
 課
 長
 末
 永
 正
 見
 君

 生
 涯
 学
 習
 課
 長
 長
 日
 日
 君

6 会議のために出席した職員

 議 会 事 務 局 長
 南 部 辰 夫 君

 書
 山 田 孝 明 君

午前10時00分 開会

~開 会 宣 告~

○議長(河合永充君) 開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

去る7月25日、町長より平成24年第3回永平寺町議会臨時会の招集告示がされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員にはご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

今臨時議会は、地球温暖化防止対策に伴い全国的に電力使用の一層の節減が強く求められていることから、国、県で取り組みを実施しているクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおります。ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成24年第3回永平寺町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

まず、会議事件の説明者として町長、副町長、教育長、消防長並びに関係各課長の出席を求めてあります。

次に、本臨時会に提出された案件は、町長提出として補正予算1件で、議会からの臨時招集請求付議事件5件です。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますのでお願いします。

~日程第1 会議録署名議員の指名~

○議長(河合永充君) それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番、長岡君、6番、 原田君を指名します。

~日程第2 会期の決定~

○議長(河合永充君) 次に、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を本日、7月31日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日、7月31日1日間と決定しました。

次に、町長より本臨時会に提出されました議案についての提案理由の説明を受けます。

松本町長。

○町長(松本文雄君) 平成24年第3回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、一言 ごあいさつを申し上げます。

本格的な暑い夏を迎えておりますが、議員各位におかれましてはご壮健でご活躍のことと心よりお喜びを申し上げます。

第3回臨時会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご参集を賜り、 厚く御礼申し上げます。

平成24年度も4カ月が経過いたしましたが、本町の将来に明るい展望が開く 1年となるよう、地域の発展と住民福祉の向上のため、全力でまちづくりに取り 組んでいるところであります。

さて、今月19日に、昨年3月の震災で被災された宮城県山元町を訪れ、3トンの永平寺町特産のタマネギを届けてまいりました。昨年8月の訪問に引き続き2回目となりますが、齋藤町長とお会いし、その後の復旧、復興の進捗状況についてお話を伺いました。震災前は55億円であった町の予算額が、復興関連予算等で本年度は480億円となり、集団移転、緑地整備、公営住宅整備、瓦れき処理事業等に取り組んでいることを詳しくお聞きしたところであります。しかしながら、「思うようにまちづくりの計画が進まず、復興には長い年月を要することとなる」と話され、改めて想像を絶する甚大な被害と復興の難しさを痛感したところであります。

今もなお、979世帯、2,582名の住民が仮設住宅での生活を余儀なくされており、この人たちにタマネギを配布しましたが、一日も早くもとの生活を取り戻し、元気になってほしいと願っているところであります。

また、29日には、プロ野球BCリーグの試合日に「永平寺の日」を設定していただき、球場において観光PRや特産品の紹介、販売を行いましたが、今後もあらゆる機会をとらえて永平寺町の魅力を発信していきたいと考えております。

さて、本日の臨時会は、平成24年度一般会計補正予算についてご審議をいた だくため開催したところであります。

それでは、その内容についてご説明申し上げます。

歳出の教育費におきまして、3,589万1,000円を増額して松岡中学校のトイレの改修を行うことといたしました。松岡中学校では特別校舎のトイレは改修を済ませておりますが、普通校舎のトイレにつきましても老朽化が進んでおり、特に受験を控えた3年生のためにも一日も早く改善し、良好な環境で学校生活を送れるようにするため、夏休みを利用して工事にかかりたいと考えております。なお、財源となる歳入につきましては繰越金を充当しております。

以上、本議会に提案いたします補正予算についてご説明申し上げましたが、慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

~日程第3 議案第48号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について~

○議長(河合永充君) 次に、日程第3、議案第48号、平成24年度永平寺町一般 会計補正予算についてを議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第48号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(田中博次君) ただいま上程されました議案第48号、平成24年度永平 寺町一般会計補正予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,589万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 88億5,207万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額につきましては、4ページの第1表、歳入歳出予算補正によると ころでございます。

初めに、歳入につきましてご説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

款10教育費、松岡中学校校舎等改修工事3,589万1,000円につきましては、平成25年度に松岡中学校校舎の耐震補強工事にあわせましてトイレ改修工事を計画をいたしておりましたが、トイレ施設全体が経年のため老朽化しており、快適な学校教育環境を早期に確保いたしたく、今回前倒しで所要の経費を

計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

款18繰越金、純繰越金3,589万1,000円につきましては、7月補正に係る財源といたしまして、平成23年度からの純繰越金を計上させていただきました。

以上、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の説明とさせていただきます。 よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(河合永充君) これより、平成24年度永平寺町一般会計補正予算について の質疑を行います。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 今回の補正予算は松岡中学校の校舎の耐震工事とあわせてトイレの改修を行うということですが、トイレの改修も学校では随分進んできたということはこの間の町長からの報告でも話されていました。ただ、全体としてどういう改修状況にあるのかというのが1つです。

2つ目は、この間、下水道の普及により生活環境が随分変化してきて、いわゆる自宅で子供たちが和式トイレを使用することはないんでないかと思うような状況になっていると思うんです。そうなってくると、今までの状況で言うと、洋式のトイレの割合というのはまだ少ないかのように私は思っていたことがあります。現状では洋式のトイレの割合がどうなっているのかということですね。一部でなしに、当然洋式トイレを多数にしているんだと思うんですが、その辺の状況をちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(末永正見君) お答えをさせていただきたいと思います。

まず、トイレの改修の状況につきましては、松岡中学校が最後ということになりまして、他の松岡小学校、吉野小学校、それから御陵小学校、志比小学校、志比南、志比北小学校、永平寺中学校ということで、一応すべて改修は終わっております。上志比地区の小中学校につきましては、建築年が新しいということで洋式もありますし、今の改修の計画としましては松岡中学校が最終ということで考えております。

それから、今の学校のトイレの状況でございますけれども、各学校すべて洋式 は備わっております。数的には、資料をちょっと持ち合わせておりませんので申 し上げられませんけれども、各学校にそれぞれ洋式トイレは備えているということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) これは当然やっていっていただかなければなりませんけれど も、僕はトイレの改修でぜひ2つ考えてほしいことがあります。

一つは、やっぱり数あるトイレの中に洋式トイレが幾つかあるという状況では 実際ないと思うんやね。それをウォシュレットにするかどうかというのは別問題 にして、洋式にしないと利用できないという人たちもふえていると思うんです。 そこは幼稚園から含めてどうしていくかということをやっぱり方針として持って ほしいと思うんです。上志比なんかが建築年代が新しいから洋式がある程度では なしに、この間の普及の状況から見るとほとんどが洋式ですし、これは学校、公 共施設はちょっとおくれがちやなと私が思うのは、普通の住宅では下水につなぐ ときにもうほとんど洋式にしていると思うんですね。子供たちが利用するには若 いですからまだいいですが、家庭では高齢者がいますから、それは以前から洋式 が楽だということがわかっていました。だから一気に普及したのに公共施設がま だまだおくれているのが現状だと思うんです。それを急いでやってほしい。特に 学校は。

もう一つは女子トイレですね。女子トイレもそうなんですが、洋式になるとやっぱり少し大きく場所をとる面もあるんかなと。男子と女子は体の構造上の違いで、男子は早く済むと。どこへ行ってもいろんな催しがあるときには、女子トイレというのはず一っと外まで並んでいるというのが多いんですね。だから女子トイレはやっぱり少し数を多くするぐらいにしないとだめだと思うんです。それもあんまり考えられていないんですけど、考えていってほしいなと思っています。だから今度の改修のときなんかはそういうのをぜひ考えてほしいし、さらに建築年数が新しいとはいえ、上志比なんかでもし洋式トイレの絶対数が少ないとしたら、それはやっぱり早い改修をしていかないと時代に合わんのでないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

- ○議長(河合永充君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(末永正見君) お答えをさせていただきたいと思います。

ご指摘のとおり生活様式も年々変わっております。そういったトイレの利用状況も変わっているかなと思いますし、そこら辺を今後学校とどういうふうな配置といいますか、数等のそういったことも勘案しながら、相談しながら、またそう

いった次期の改修に向けて計画をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長(河合永充君) ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第48号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についての件を原案の とおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~日程第4 発議第4号 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件に関する条例を廃止する条例の制定について~
- ~日程第5 発議第5号 永平寺町議会基本条例の制定について~
- ○議長(河合永充君) 次に、日程第4、発議第4号、地方自治法第96条第2項の 規定による議会の議決すべき事件に関する条例の廃止についてと日程第5、発議 第5号、永平寺町議会基本条例の制定についての2件を一括議題といたします。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。よって、日程第4、発議第4号、地方 自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の廃止に ついてと日程第5、発議第5号、永平寺町議会基本条例の制定についての2件を 一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、滝波君。

○議会改革特別委員会委員長(滝波登喜男君) まず、発議第4号、地方自治法第9 6条第2項の規定により議会の議決すべき事件に関する条例を廃止する条例の制 定についてでありますが、この条例の制定につきましては本年3月議会で制定さ れたものであります。

しかし、次に発議第5号、永平寺町議会基本条例の第8条に同文が記載されて おりますので、今回、まずこの96条の2項を廃止する条例を提案するものであ ります。

あわせて、発議第5号、永平寺町議会基本条例の制定についてでありますが、 地方議会の自主的な改革が叫ばれている中、本永平寺町議会においても議会改革 に取り組んでまいりました。上田議長時代に本吉町を視察し、議会改革を自主的 に取り組んでいる姿を目の当たりにし、大きく刺激を受けたものであります。そ して坂本議長時代には、手探りではありましたが、初めて第1回の議会報告会を 開催をいたしました。河合議長時代には、町民と議会との語ろう会を年2回開催 するということを決め、開催に至ったわけであります。このような改革を、今回、 議会基本条例という条例を制定することが、この議会改革が継続的に進化するも のであり、明文化によって今後ますます当議会が発展することに寄与するものだ と考えております。

この議会基本条例は、議員が構成する議会は首長とともに住民が直接選挙で選ばれる二元代表制であり、議事機関である議会は執行機関の首長と対等の機関として、行政監視、政策提案を行うものであります。公平、公正、透明な開かれた議会づくりに努め、町民への情報提供と共有化を図り、まちづくりへ積極的な町民参加を求めていくことが必要である。同時に、議会は町民と活発な意見交換を行い、広く得られた意見をもとに自由な論議を交わし、意見を整理、集約していくことで町民本位の政策提言を積極的に行う提案する議会を目指すものであります。

この条例が制定されることは、当永平寺町議会において歴史的な1ページを飾るものだと考えておりますので、議会の皆さんはぜひともご賛同いただきますようよろしくお願いいたしまして、提案の理由にかえさせていただきます。

○議長(河合永充君) これより、日程第4、発議第4号と日程第5、発議第5号の 2件について、1件ごとに行います。

まず、日程第4、発議第4号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の 議決すべき事件に関する条例の廃止についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第4号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に 関する条例の廃止についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5、発議第5号、永平寺町議会基本条例の制定についての質疑を 行います。

4番、齋藤君。

○4番(齋藤則男君) 議会基本条例について委員長にお伺いをいたします。

この条例について私は賛成であり、議会としても必要であり制定はすべきもの であると思います。

私は当初、制定に慎重論を申し上げてきました。なぜなら今の永平寺町議会、これまでの歴代議長から引き続き、そして現河合議長のもと議会議員が一丸となり議会改革が進められ、今や他の市や町にまさるとも劣らない永平寺町議会として今日に至っております。条例、ともすればこの枠の中に入ってしまい、踏み出すにも踏み出せない、また制約等により動きができない手かせ、足かせになるような条例であってはならないと思います。他の市や町に先駆けて慌てて制定すべきものではない。じっくりと時間をかけ、既に制定され、そして実践されている他の市や町の状況等を見きわめながら、さすが永平寺町と他の市や町がぜひとも参考にさせてほしい、また、まねをするような条例を制定すべきものと慎重論を唱えました。

さて、今回提案された条例案、滝波委員長は委員長としてその取りまとめ作業 等には多大の尽力をされたことについて深く敬意を申し上げるものであります。

さて、お尋ねいたします。この基本条例を制定するに当たり、委員長として既に制定された他の市や町を参考にされたと思いますが、永平寺町議会らしさというか、ここがポイントである、この条文はほかにはない目玉であるという点があればお示しをいただきたいと思います。また、これまでの我々永平寺町議会議員として各種活動を行ってきましたが、これまでの活動が制限されるようなことがないのか。そして議会と行政の関係について大きな壁や障害になることはないの

か。この3点についてお伺いをしたいと思います。

本日の議会はケーブルテレビで放映されております。視聴されておられる町民の方々も恐らく注目をされていることと思います。この条例が制定されると、これまで以上に切磋琢磨し研さんに努めなければならないと思います。町民の方からも「さすが永平寺町議会、町民の利益のために活動してほしい」と期待をされますよう努めていきたいと思います。

以上、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(河合永充君) 2番、滝波君。
- ○議会改革特別委員会委員長(滝波登喜男君) この条例は二元代表制を根本としております。二元代表制の一つである議会は、もう一方の首長と対等関係でありますが、当町の場合、首長は260名余りの職員を有しています。それに対し議会はスタッフを含めて20名しかおりません。行政から提案してきた議案について議会は右から左へと通していく、ある意味では議会不要論まで町民から出ているのが以前の現状でございました。この永平寺町議会基本条例では、この差を補うために町民に参加していただき、そして政策提案をしていこうというのが大きなねらいであります。すなわち、当議会が行っている議会と語ろう会等で町民からの意見をいただき、その中から課題を整理し、そして政策へ結びつける。町民からは公聴会あるいは参考人制度などを活用しながら専門的な知識もいただいて、そして政策提言に結びつける。このことが今回の永平寺町議会基本条例の大きなポイントだと私は考えております。

また、今まで当議会が行ってまいりました町民と議会との語ろう会が、この条例では大きく制定されております。年1回というふうになっている理由は、この条例に書かれているからやるというのではなく、その語ろう会がある種議会の目的を有して開催されることを目的としております。ですから今回、あえて年1回という条文を制定をさせていただきました。

また、第11条には研究会の設置を掲げております。これは当議会が今まで町 政の諸課題に対して柔軟に対応していこうということで地域振興研究会等を立ち 上げております。そのこともこの条例の条文に掲げ、この今までのやり方を推進 していくというねらいがございます。このように、今までの当議会の活動を抑え るのではなく、より積極的に推進する議会基本条例というふうになっていると考 えております。

また、行政との関係では、第6条に町長による政策等の形成過程の説明という

ものが載っております。それには1から7まで7つの項目があり、行政の計画、 政策、施策、事業等、議会に提出する場合にはこの7項目を掲げて提出していた だくようにお願いしているところであります。このことはより政策等の論議を活 発に、あるいは集中的に明確になるものだと思っております。そういった意味で は議会と行政との関係が、ある意味、常に緊張感を持たせた関係になるのではな いかなというふうに考えております。

以上のように、齋藤議員からの質疑に対しまして答弁とさせていただきます。

○議長(河合永充君) ほかありませんか。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 私が本町の議会基本条例の問題で思っていることですが、実は我が国で、地方自治体のほうは国とは違って二元代表制をとっています。首長についてはいわゆる権限が強いと言われる大統領制となっているところから、多くの自治体ではよく議会不要論の話が、今委員長の報告でも出ましたけれども、議会はこれに対して、大統領制に対して従属的な立場と言われていることも少なくない状況があるのではないかと思っています。こういう中で、これまで議会のあり方というものを示したものがなかったのも事実ではないかと私は考えています。こういうことからも、議会のあり方を町民や行政との関係でまとめていく、示していくものをつくることは本当に大事なことだと私は思っていました。だからこそ、今ほど議会のあり方や方向性を示していくことが、また町民の前に示すことが大事なときはないと思っているところです。

そこで、この議会基本条例を町民と議会のものにするために、やっぱりこれをつくっていく過程で思ったことで何が必要だと思われたのか。その辺をちょっと、議会にとって大事なことを気がつくところがあれば示していただきたいと思います。また、行政に対しても求めることがあれば示していただくとありがたいと思います。

○議長(河合永充君) もう一度、議会としてのポイントといいますか、この基本条 例の。

金元議員。

○3番(金元直栄君) 済んません。いつも話がくどいんで申しわけないです。

いわゆる町民のための議会、行政との関係でも、この議会の位置づけを明確に していくのが今ほど必要なときはないと。そうしようとすると、この議会にとっ て何が大事、必要なのかということを考えているのか。ある意味、答弁の一つと してはこの中にすべて網羅しましたと言うんかなとは思わんでもないんですが、 その辺をやっぱり率直に聞きたいのと、行政に対して議会がこういうことを決め ていくことを位置づけてもらう、訴えていくことも大事だと思うんですね。この 際、それをやっぱり示していただくとありがたいと思うんですが。

- ○議長(河合永充君) 2番、滝波君。
- ○議会改革特別委員会委員長(滝波登喜男君) まず、当議会でこの基本条例を遂行するに当たって必要なものは何かということですが、議会を構成している議員はいわゆる二元代表制、すなわち首長と対等である。まさに住民から選ばれた者であるということでありますので、常に首長、執行者側とは緊張関係を保ちつつ、目線はどこを見ているかといったら住民の目線に合わせるということが一番肝要ではないかなと思っております。

それと、行政……。

- ○3番(金元直栄君) 行政に期待することって何。これを定めることによって。
- ○議会改革特別委員会委員長(滝波登喜男君) 期待すること。
- ○3番(金元直栄君) うん。ぜひお願いしたいこと。
- ○議会改革特別委員会委員長(滝波登喜男君) 行政にお願いすることは、ここの第 4章 議会と町長等の関係で網羅されているわけですが、今までもそうだったと 思いますけれども、先ほど言いましたとおり、常に執行機関と議決機関という関係をやはり重視しながら常に緊張関係を保ちつつ積極的な提案をいただき、説明 もいただきたいなというふうに思っております。

以上であります。

- ○議長(河合永充君) 3番、金元君。
- ○3番(金元直栄君) ぜひそういう立場を貫いていってほしいと思いますし、私はこの条例をより議会のものにするためには、第21条の2に書いてあるんですが、他の条例との関係のことで21条の2項で「議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない」と改めて入れてあるのは、ほかの条例にない大事なところだと私は思っています。やっぱり議員がいろんなところで条例を機会あるごとに論議することでより自分たちのものにしていく。また、行政との関係でもこういうことを論議することが大事だなと思っていますので、条例は第一歩、これからが大事だということを私は思っています。ぜひ条例を制定することによって、より議会の役割が果たせるようにしていくために、もし条例が制定されれば私も努力しま

すし、ぜひ委員長にはそのことをお願いしたいと思います。

- ○議長(河合永充君) 10番、上坂君。
- ○10番(上坂久則君) 委員長に質問しますけれども、いわゆる二元代表制という 趣旨は、執行者側と、それから議員全員の議会という、そういう部分のほうの関係でそれぞれが同等に立つと、私はそんなふうに理解しているんですね。

しかしながら、議会の中で、例えば事業等で意見が分かれたりした場合、議会の中で決められたことでも今まで数多く守られてこなかったと。それについて議会としては、議会人としてはどうあるべきかという項目がここにないんじゃないかなと。ですから議員の少数の意見が、それは当然尊重していきますけれども、一たん議会の中で多数決によって決められた事項を当然議会人として守って、その上で執行者側と対等な関係というふうになりますけれども、一番議会の中における民主的な、本当に遂行を今までも守られていないことが数多くあったと思いますし、ですからその辺の条例は確かにつくったけれども一番肝心な部分がなかなか浸透もされていないし、法律というのは、つくるほうと守るという両方がなければ生きてこないわけですから。

私は反対するものではありませんけれども、まだちょっと生煮えかなというふ うに思っています。その辺の見解を一度委員長にお聞きします。

- ○議長(河合永充君) 2番、滝波君。
- ○議会改革特別委員会委員長(滝波登喜男君) この条例では、議会の中で自由討議というものがございます。これについては、議員間で自由に討議をし、そして最終的に議決をするという項目であります。ある意味では、当議会の強みと弱みというところで言えば、この一つにまとまっていくというのがなかなか弱みのところなのかなというふうには認識しているところであります。ただ、自由討議をして、そしてその後議決をするわけですが、議員には議決責任というものがございます。それはこの条例とはまた相別のところに関係してくるんだろうと思います。この議決責任というところの中では、私個人は、今上坂議員が言われたとおりの、今まで当議会ではなってはいないというところには決してかかわらないというふうには認識しております。

今の時点ではそれぐらいしか言えませんが、申しわけございません。

○議長(河合永充君) ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第5号、永平寺町議会基本条例の制定についての件を原案のとおり決する にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時42分 再開)

○副議長(酒井 要君) 休憩前に引き続き再開をします。

議長の河合君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(酒井 要君) 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~追加日程第1 議長の辞職~

○副議長(酒井 要君) 追加日程第1、議長の辞職の件を議題といたします。 辞職願を朗読させます。

事務局長。

○事務局長(南部辰夫君) 朗読します。

平成24年7月31日

永平寺町議会副議長 酒 井 要 様

永平寺町議会議長 河 合 永 充

辞 職 願

このたび、議会運営の都合により、議長を辞職したいので許可されるよう願い

出ます。

以上でございます。

○副議長(酒井 要君) お諮りします。

河合君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(酒井 要君) 異議なしと認めます。

よって、河合君の議長の辞職を許可することに決定しました。河合君の入場を認めます。

暫時休憩します。

(18番(河合永充君)入場)

(午前10時 分 休憩)

(午前10時 分 再開)

○副議長(酒井 要君) 休憩前に引き続き再開します。

河合君から出されました議長の辞職は許可されましたのでご報告申し上げま す。(拍手)

河合君からの発言を認めます。

河合君。

○18番(河合永充君) このたび辞表をお認めいただきまして、ありがとうございます。

この2年間、今ほど議決されました基本条例を初め、さまざまなことをこの当議会皆さんと一丸となって取り組んだ最終がこの基本条例だったと思っております。

今後、一議員に戻りましてもこの議会がさらなる飛躍、発展しますように努めてまいります。本当に皆さん、この2年間ありがとうございました。(拍手)

○副議長(酒井 要君) 暫時休憩します。

全員協議会を行いますので、よろしくお願いします。

(午前10時45分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○副議長(酒井 要君) 休憩前に引き続き再開をします。

ただいま議長が欠けましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2と

し、直ちに選挙を行います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(酒井 要君) 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

~追加日程第2 議長の選挙~

○副議長(酒井 要君) 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票によって行います。

暫時休憩します。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○副議長(酒井 要君) 休憩前に引き続き再開します。 議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長(酒井 要君) ただいまの出席議員数は17名です。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、1番、小畑君、2番、滝波君……。

- ○3番(金元直栄君) 一つ飛ばしたほうがいいんじゃない。
- ○副議長(酒井 要君) 飛ばすね。ごめんなさい。3番、金元議員、4番、齋藤議員を指名いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、白票は無効としますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。 投票箱を点検をします。

(投票箱点検)

○副議長(酒井 要君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に記載所において記載の上、投票お願いをします。

(投票)

○副議長(酒井 要君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(酒井 要君) 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の諸君の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長(酒井 要君) 選挙の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票です。無効投票0であります。

有効投票のうち、伊藤君に11票、滝波君6票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、伊藤君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(酒井 要君) ただいま、議長に当選されました伊藤君が議場におられま すので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

暫時休憩します。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 0時00分 再開)

○副議長(酒井 要君) 休憩前に引き続き再開します。

伊藤議員の発言を許可します。

伊藤議員。

○15番(伊藤博夫君) 今ほど各議員から私に対しまして 当選

皆様方の いただきまして、私、浅学非才の身では

ございますけれども、皆様とともに今後永平寺町のために、また た

めに皆様のお力添えをいただきながら頑張ってまいりたいと思います。また、

につきましては

のために努めてまいりたいと

思います。また理事者の方、また議員の方、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(酒井 要君) 伊藤議長、議長席にお着きいただきたいと思います。

(議長交代)

○議長(伊藤博夫君) では、ここで暫時休憩をいたします。

開催は1時から開催いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

(午後 0時02分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、副議長の酒井君から副議長の辞職願が提出されました。 お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とします。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

~追加日程第3 副議長の辞職~

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。 地方自治法第117条の規定により、酒井君の退場を求めます。

(副議長(酒井 要君)退場)

- ○議長(伊藤博夫君) 辞職願を朗読させます。事務局長。
- ○事務局長(南部辰夫君) 朗読します。

平成24年7月31日

永平寺町議会議長 伊藤博夫 様

永平寺町議会副議長 酒 井 要

辞 職 願

このたび、議会運営の都合により、副議長を辞職したいので許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

○議長(伊藤博夫君) お諮りいたします。

酒井君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、酒井君の副議長の辞職を許可することに決定しました。酒井君の入場を求めます。

暫時休憩します。

(17番(酒井 要君)入場) (午後 1時02分 休憩)

(午後 1時02分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

酒井君に申し上げます。

酒井君の副議長の辞職は許可されましたのでご報告します。

暫時休憩します。

(午後 1時02分 休憩)

(午後 1時25分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長が欠けましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 4として、直ちに選挙を行います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~追加日程第4 副議長の選挙~

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票によって行います。

暫時休憩いたします。

(午後 1時26分 休憩)

(午後 1時34分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(伊藤博夫君) ただいまの出席議員数は17名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、16番、上田君、17番、酒井君、1 8番、河合君を指名します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

なお、白票は無効とします。あらかじめご了承願います。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(伊藤博夫君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に記載所において記載の上、投票願います。

(投票)

○議長(伊藤博夫君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の諸君の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(伊藤博夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票0票。

有効投票のうち、小畑君6票、渡邊君11票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、渡邊君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(伊藤博夫君) ただいま、副議長に当選されました渡邊君が議場におられま すので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

渡邊君の発言を許します。

渡邊君。

○14番 (渡邊善春君)

御礼申し上げます。

私に数多くの議員各位からの

をいただきまして副議長に就任

私も初心に返って議会運営に微力ながら

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(伊藤博夫君) 暫時休憩いたします。

(午後 1時45分 休憩)

(午後 1時45分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議席の一部変更についての件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とします。

~追加日程第5 議席の一部変更について~

○議長(伊藤博夫君) 議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において一部変更します。

議員の氏名とその変更後の議席番号を発表します。

河合議員は15番へ、私、伊藤は18番へ指定変更します。

暫時休憩します。

(午後 1時45分 休憩)

(午後 1 時 分 再開)

- ○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。
 - ~日程第6 発議第6号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定 について~
- ○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第6、発議第6号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

4番、齋藤議員。

○予算特別委員会委員長(齋藤則男君) 発議第6号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明をいたします。

この改正は、これまで特別委員会を組織し審査してきた予算決算を審査する委員会を常任委員会とし、予算と決算を同一の委員会とする改正案であります。

予算は、町の1年間の収入と支出の見積もりであり、住民に対し公租公課を義

務づけ、その見返りにいろんな行政サービスを行って福祉向上に努めることを約束するものであり、直接住民の生活を左右し、その福祉の移管を決するものであり、それを審議し確定させるのが議会の使命であります。

また、決算は、予算に基づく収入と支出の結果を集計した計算書であり、議会が確定した予算を執行した結果がどのような成果を上げたかを示す成果報告書であります。決算審査は執行済みのものとして軽んじられますが、議会が決定した予算が適切に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民にかわって行政効果を評価する極めて重要な意味があります。また、審査の結果は、次の新しい年度の予算や行政執行に生かされるべきであります。

町民の税金の使い方を決める予算の審議とその使われた結果を予算に照らし、 検討し、以後の行財政運営の改善等に役立たせる決算審査の重要な意義から、予 算と決算を一つにし常任委員会とすることが望ましく、ここに提案するものであ ります。

議員各位のご賛同を賜り、妥当なるご決議をお願いするものであります。 以上、発議第6号の提案理由の説明といたします。

- ○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。 3番、金元議員。
- ○3番(金元直栄君) ただいま、以前ありました予算及び決算特別委員会ですかね、 決算については9月に決算が上程されて以降、特別委員会が組織されますけれど も、いわゆるその合同の委員会を設置し、さらに審査、審議を強めたいというこ とでした。

これは常任委員会として今度設置され、委員としては18人を数えるということでありますけれども、常任委員会というのは通常これまで1人1常任委員会しか入らなかったんですが、それは以前、自治法の改正はあったはずですが、条例ではきちっと、会議規則だけでいいのかなと思いはないわけないですね。条例では複数常任委員会に入ってもいいということになっているのかどうかだけ確認したいと思います。

- ○議長(伊藤博夫君) 4番、齋藤議員。
- ○予算特別委員会委員長(齋藤則男君) これは国の自治法が改正になり、この常任 委員会には複数いろいろ重要な改正がなされたと思います。時期はちょっと今私 は記憶していないですけど、そういうことになりましたので、常任委員会が複数

に所属できるということから特別委員会から常任委員会にするものであります。

- ○議長(伊藤博夫君) ほかにございませんか。 上田議員。
- ○16番(上田 誠君) ちょっと確認だけしてください。自治法の改正は前あって、 複数委員に入れるよというのは6年ほど前に変わったと思います。そのときには 条例もしくは何かそれで規定されていて、それを変えないといけなかったような 気がするんですが、確認お願いします。
- ○議長(伊藤博夫君) 暫時休憩します。

(午後 1時51分 休憩)

(午後 1時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開をします。

ほかにございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ご異議がないようですから、採決いたします。

発議第6号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての 件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時54分 休憩)

(午後 4時15分 再開)

- ○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。
 - ~日程第7 常任委員会委員の選任について~
- ○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第7、常任委員の選任を行います。 お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局長より所属委員会及び氏名の朗読をさせます。事務局長。

○事務局長(南部辰夫君) 朗読します。

総務常任委員会、長谷川議員、川崎議員、原田議員、多田議員、酒井議員、伊 藤議員。

教育民生常任委員会、長岡議員、上田議員、滝波議員、金元議員、松川議員。 産業建設常任委員会、川治議員、河合議員、小畑議員、齋藤議員、上坂議員、渡邊議員。

予算決算常任委員会につきましては全議員が常任委員会の委員になりますので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長(伊藤博夫君) ただいま朗読いたしましたとおり指名します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。 暫時休憩します。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において 互選することになっております。

ただいま、各常任委員会で互選された委員長及び副委員長の氏名を発表します。 総務常任委員長に長谷川君、副委員長に川崎君。

教育民生常任委員長に長岡君、副委員長に上田君。

産業建設常任委員長に川治君、副委員長に河合君。

予算決算常任委員長に滝波君、副委員長に上田君。

以上のとおり報告します。

次に、議会改革特別委員会に関する調査の件を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とします。

~追加日程第6 議会改革特別委員会に関する調査の件について~

- ○議長(伊藤博夫君) 本件について委員長の報告を求めます。滝波君。
- ○議会改革特別委員会委員長(滝波登喜男君) ただいま追加日程で上程されました 議会改革特別委員会に関する調査の件でありますが、当初目的といたしました議 会改革、とりわけ基本条例の制定については今議会で制定の運びとなりました。

つきましては、当委員会で調査する項目につきましては終了いたしましたので、 これで特別委員会を閉じさせていただきたいと思います。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

以上、議会改革特別委員会に関する調査の件は、委員長の報告のとおり委員会の調査が終了しました。

次に、行財政改革特別委員会に関する調査の件を日程に追加し、追加日程第7 として直ちに議題とします。

~追加日程第7 行財政改革特別委員会に関する調査の件について~

- ○議長(伊藤博夫君) 本件について委員長の報告を求めます。上坂委員長。
- ○行財政改革特別委員会委員長(上坂久則君) 行財政改革特別委員会調査終了の報告をいたします。

議会活動において厳しい財政状況の中、行財政執行の適正さ、各計画の妥当性 等の調査、審議が終了したことを報告します。

以上です。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

以上、行財政改革特別委員会に関する調査の件は、委員長の報告のとおり委員 会の調査が終了しました。

~追加日程第8 発議第7号 議会・行財政改革特別委員会の設置について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、追加日程第8、発議第7号、議会・行財政改革特別委員会の設置についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長(南部辰夫君)

発議第7号

議会行財政改革特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び永平寺町議会会議規則 第14条第2項の規定により提出します。

平成24年7月31日 提出

永平寺町議会議長 伊藤博夫 様

提出者 永平寺町議会議員 川 崎 直 文

賛成者 永平寺町議会議員 小畑 傳

議会行財政改革特別委員会の設置に関する決議

次のとおり議会行財政改革特別委員会を設置するものとする。

2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条

3. 目 的 議会改革及び行財政改革に関する調査検討

4. 委員の定数 16人

以上です。

○議長(伊藤博夫君) 提案理由の説明を求めます。

8番、川崎君。

○8番(川崎直文君) 8番、川崎です。

ただいまの発議第7号、議会・行財政改革特別委員会の設置についての提案理 由を申し述べます。

議会活動におきまして、町民と直接対話し、町民の多様な意見を持ち寄り、議会改革として議会基本条例のもとに実施し、さらなる調査、研究をしていかなければなりません。さらには、厳しい財政状況の中にも、議会においても行政の財政について適正な執行及び計画がなされているかを調査、研究する上で非常に大切だと考えております。

さらには、この議会改革、そして行財政改革の関連、リンクを大切なものとし両方一体化を進めていくということで、今回、議会行財政改革特別委員会ということで16名の委員で設置することになりました。

ぜひともお願いいたします。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

採決します。

発議第7号を原案のとおり、16人の委員をもって構成する議会行財政改革特別委員会をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり議会行財政改革特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第 1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会行財政改革特別委員に、1番、小畑君、2番、滝波君、3番、金元君、4番、齋藤君、5番、長岡君、6番、原田君、7番、川治君、8番、川崎君、9番、多田君、10番、上坂君、11番、長谷川君、13番、松川君、14番、渡邊君、15番、河合君、16番、上田君、17番、酒井君を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を議会行財政改革特別委員会の委員に選任 することに決しました。

次に、ただいま設置されました委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第

8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。 暫時休憩します。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、議会行財政改革特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の氏名を発表します。

委員長に8番、川崎君、副委員長に1番、小畑君。

以上のとおり報告します。

暫時休憩します。

(議長(伊藤博夫君)退場)

(午後 4時26分 休憩)

(午後 4時27分 再開)

○副議長(渡邊善春君) 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、議会広報特別委員会の委員及び温泉利活用特別委員会の委員並びに 消防署統合推進特別委員会委員の伊藤君より辞任申し出が提出されました。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員、温泉利活用特別委員会委員、消防署統合推進特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第9として、直ちに議題といたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡邊善春君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員、温泉利活用特別委員会委員及び消防署統合推進特別委員会委員の伊藤君からの辞任の件を日程に追加し、追加日程第9として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~追加日程第9 伊藤君の特別委員会委員辞任について~

○副議長(渡邊善春君) 追加日程第9、伊藤君の議会広報特別委員会委員、温泉利 活用特別委員会委員、消防署統合推進特別委員会委員の辞任の件について議題と します。

本日、7月31日、伊藤君から、議会運営のため、議会広報特別委員会委員、

温泉利活用特別委員会委員、消防署統合推進特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡邊善春君) 異議なしと認めます。

したがって、伊藤君の議会広報特別委員会委員、温泉利活用特別委員会委員、 消防署統合推進特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。 暫時休憩します。

(議長(伊藤博夫君)入場)

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○副議長(渡邊善春君) 休憩前に引き続き再開します。

伊藤君に申し上げます。

伊藤君の議会広報特別委員会委員、温泉利活用特別委員会委員、消防署統合推進特別委員会委員の辞任は許可されました。

暫時休憩します。

(議長交代)

(午後 4時31分 休憩)

(午後 4時38分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、5名の議員より議会広報特別委員会委員の辞任申し出が提出されました。

お諮りします。

5名の議員よりの議会広報特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の5名からの委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決定しました。

~追加日程第10 議会広報特別委員会委員辞任について~

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第10、5名からの議員の議会広報特別委員会委員 の辞任の件を議題とします。

本日、7月31日、5名の議員から、議会運営のため、議会広報特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

したがって、5名の議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決 定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4 時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

次に、議会広報特別委員会選任及び定数の変更に関する件を日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とします。

~追加日程第11 議会広報特別委員会委員の選任及び定数変更について~

○議長(伊藤博夫君) 委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って 指名することになっております。

議会広報特別委員会委員に、14番、渡邊君を指名したいと思います。これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を議会広報特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会の委員を6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会に変更 することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり議会広報特別委員会を変更することに決定いたしました。

次に、ただいま選任されました委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

暫時休憩します。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、議会広報特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の氏名を 発表します。

委員長に14番、渡邊君、副委員長に13番、松川君。

以上のとおり報告します。

お諮りします。

温泉利活用特別委員会委員と消防署統合推進特別委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、温泉利活用特別委員会委員と消防署統合推進特別委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることに決定しました。 〜追加日程第12 温泉利活用特別委員会及び消防署統合推進特別委員会の選任

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第12、温泉利活用特別委員会委員と消防署統合推 進特別委員会委員選任の件を議題とします。

お諮りします。

について~

委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長 が会議に諮って指名することになっております。

温泉利活用特別委員会委員と消防署統合推進特別委員会委員に、河合君を指名します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました河合君を温泉利活用特別委員会委員と消防署統合推進特別委員会委員に選任することに決定しました。

~日程第8 議会運営委員会委員の選任について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第8、議会運営委員会委員の選任についての件を 議題とします。

議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、 議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局より氏名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長(南部辰夫君) 朗読します。

議会運営委員会の委員に、2番、滝波議員並びに11番、長谷川議員、それから5番、長岡議員、6番、原田議員、7番、川治議員、8番、川崎議員、9番、 多田議員、13番、松川議員。

以上でございます。

○議長(伊藤博夫君) ただいま朗読したとおり指名します。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、議会運営委員会で互選されました委員長及び副委員長の氏名を発表します。

委員長に滝波君、副委員長に長谷川君。

以上のとおり報告します。

暫時休憩します。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

この際、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程 第13として直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程 第13として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時47分 休憩)

(午後 4時48分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

~追加日程第13 五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙について~

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第13、五領川公共下水道事務組合議会議員の選挙 を行います。

現在、五領川公共下水道事務組合議会議員4名が議会運営の都合により辞任しております。よって、五領川公共下水道事務組合規定第5条による組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とします。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

五領川公共下水道事務組合議会議員に、小畑 傳議員、金元議員、長岡議員、原田議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小畑議員、金元議員、長岡議員、原田議員の4君 を五領川公共下水道事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました小畑議員、金元議員、長岡議員、原田 議員が五領川公共下水道事務組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま、五領川公共下水道事務組合議会議員に当選されました小畑議員、金元議員、長岡議員、原田議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

お諮りします。

次に、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第14として直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第14として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

~追加日程第14 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第14、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

現在、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員4名が議会運営の都合により辞任しております。よって、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規定第5条第3項による組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に、渡邊議員、川崎議員、上田議員、不肖ながら私、伊藤を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました渡邊君、川崎君、上田君、不肖私を福井坂井地区 広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました渡邊君、川崎君、上田君、私、伊藤がなっておりますが、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定しました。 ただいま、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました渡邊 君、川崎君、上田君、不肖私が議場におられますので、会議規則第33条第2項 の規定により、当選の告知をします。

お諮りします。

次に、こしの国広域事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第15 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、こしの国広域事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第15として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

~追加日程第15 こしの国広域事務組合議会議員の選挙について~

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第15、こしの国広域事務組合議会議員の選挙を行

います。

現在、こしの国広域事務組合議会議員5名が議会運営の都合により辞任しております。よって、こしの国広域事務組合規定第5条第3項による組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

こしの国広域事務組合議会議員に、滝波議員、齋藤議員、川治議員、松川議員、河合議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました滝波君、齋藤君、川治君、松川君、河合君をこしの国広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました滝波君、齋藤君、川治君、松川君、河合君がこしの国広域事務組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま、こしの国広域事務組合議会議員に当選されました滝波君、齋藤君、 川治君、松川君、河合君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規 定により、当選の告知をします。

お諮りします。

次に、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 16として直ちに選挙を行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程 第16として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時57分 休憩)

(午後 4時57分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

あらかじめ会議時間の延長を行います。

~追加日程第16 勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙について~

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第16、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の選挙 を行います。

現在、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員の4名が議会運営の都合により辞任 しております。よって、勝山・永平寺衛生管理組合規約第6条第1項による組合 議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

勝山・永平寺衛生管理組合議会議員に、多田君、長谷川君、酒井君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました多田君、長谷川君、酒井君を勝山・永平寺衛生管 理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました多田君、長谷川君、酒井君が勝山・永平寺衛生 管理組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま、勝山・永平寺衛生管理組合議会議員に当選されました多田君、長谷 川君、酒井君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、 当選の告知をします。

お諮りします。

次に、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日 程第17として直ちに選挙を行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第17として直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

~追加日程第17 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙~

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第17、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の 選挙を行います。

現在、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員1名が議会運営の都合により辞任しております。よって、福井県後期高齢者医療広域連合規約第6条第1項による選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選 とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に、不肖私、18番、伊藤を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した私を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、私が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。 会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

暫時休憩します。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4 時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

永平寺町監査委員の選任同意の件を日程に追加し、追加日程第18として直ち に議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、永平寺町監査委員の選任同意の件を日程に追加し、追加日程第18として直ちに議題とすることに決定しました。

~追加日程第18 議案第49号 永平寺町監査委員の選任同意について~

○議長(伊藤博夫君) 日程第18、議案第49号、永平寺町監査委員の選任同意の 件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、4番、齋藤君の退場を求めます。

(4番(齋藤則男君)退場)

○議長(伊藤博夫君) 提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長(伊井正行君) ただいま上程されました議案第49号、永平寺町監査委員

の選任同意について提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書をごらんいただきたいと思います。

永平寺町監査委員2名中、議員のうちから選任をされております監査委員が今回欠員となりますので、後任の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求めますのは、永平寺町山王第8号31番地3の齋藤則男氏でございます。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

追加日程第18、議案第49号、永平寺町監査委員の選任同意についての件を 採決します。

この採決は起立により行います。

本件は、これに同意する方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤博夫君) 起立全員であります。

よって、追加日程第18、議案第49号、永平寺町監査委員の選任同意についての件については同意することに決定しました。

4番、齋藤君の入場を認めます。

暫時休憩いたします。

(4番(齋藤則男君)入場)

(午後 5時05分 休憩)

(午後 5時06分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。

~追加日程第19 農業委員の推薦について~

○議長(伊藤博夫君) 次に、追加日程第19、永平寺町農業委員会委員の推薦についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、川治君の退席を求めます。

暫時休憩します。

(7番(川治孝行君)退場)

(午後 5時 分 休憩)

(午後 5時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は4名とし、永平寺町松岡渡新田第9号41番地、島田美智子君、谷口第2号82番地の1、山本益子君、栗住波第24号11番地3、南部政雄君、轟第12号33番地、川治孝行君。

以上4人の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は4人とし、島田君、山本君、南部君、川治君を 推薦することに決定いたしました。

7番、川治君の入場を認めます。

暫時休憩します。

(7番(川治孝行君)入場)

(午後 5時 分 休憩)

(午後 5時 分 再開)

○議長(伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件はすべて議了しました。

各議員には大変お忙しい中ご参集いただきまして、ここに全日程を終了しましたことを心より厚くお礼申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段なるご協力をお願い申し上げ、 平成24年第3回永平寺町議会臨時議会を閉会いたします。

町長より閉会のあいさつをお受けします。

町長。

○町長(松本文雄君) 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました議案につきましては慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜りまことにありがとうございました。

さて、この議会において、伊藤博夫議長、渡邊善春副議長が選出されました。 心からお喜び申し上げますとともに、今後の議会運営に対するご活躍にご期待申 し上げる次第であります。

永平寺町も合併いたしまして7年目を迎えております。本町はもとより、今、 地方公共団体を取り巻く環境、特に財政運営につきましては、大きな時代の変革 と厳しい経済情勢の中でこれまでとは違った財政運営が求められております。こ のため、合理的で効果的な行政運営を行い、幸福度の高い町民の視点に立った質 の高いまちづくりを推進し、そして新たな視点で改革努力をしながら健全な財政 運営と創意工夫による行政運営に努め、町民のための真のまちづくりを進めてま いります。

大変暑い時期でありますが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意され、 ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといた します。

(午後 5時11分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員